

江府町条例第25号

江府町一般財団法人地域活性化センターへの研修派遣に係る職員に支給する手当に関する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

江府町長 白石祐治

江府町一般財団法人地域活性化センターへの実務研修派遣に係る職員 に支給する手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、一般財団法人地域活性化センターへ研修派遣する、江府町職員（以下「職員」という。）に支給する手当に關し必要な事項を定めるものとする。

(手当の種類)

第2条 職員に次に掲げる手当を支給する。

- (1) 移転手当
- (2) 着後手当
- (3) 赴任手当
- (4) 赴任住居手当

2 前項に規定する手当の額は、別表に定める額とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員に支給する手当に關し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

手当	支給額	備考
移転手当	江府町職員等の旅費に関する条例(昭和46年条例第5号)第21条に規定する移転料に相当する額	移転時の移動費
着後手当	国家公務員の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第13条に規定する滞在費に相当する額	移転後の諸経費
赴任手当	江府町一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年条例第3号)第11条の2に規定する単身赴任手当に相当する額	赴任中の1月あたりの生活費
赴任住居手当	実費(上限を8万円とする)	賃貸契約書記載の額